

OMIC Food Safety Newsletter No. 541 October 29, 2021

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2021年10月中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
10/12	インドネシア産 コーヒー豆	イソプロカルブ	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000842057.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm
10/18	タイ産赤とうがらし	トリアゾホス	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000844269.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm
10/18	台湾産ウーロン茶	カルバリル	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000844269.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

(2021年10月中旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
10/11	スイス	冷凍イカよりカドミウム 1.4 mg/kg - ppm の検出 (基準値 1 mg/kg - ppm)	Information notification for attention
10/11	イタリア	ホソヒラアジより未承認色素カラメル III (E150 c) の検出	Information notification for follow-up

★ 英国環境・食料・農村地域省 (Defra) ゲノム編集のパワーを開放する計画発表

2021年9月29日、George Eustice 環境大臣はゲノム編集に関する意見募集への政府の対応の一環として、自国の農家がより耐性があり栄養豊富でより生産性の高い作物を育てられるように、ゲノム編集のパワーを開放する新しい計画を発表しました。

EU から離脱することで、英国は独自のルールを設定できるようになり、遺伝子技術の規制に、より科学的で合理的なアプローチを採用する機会が生まれました。その第一歩として、政府はゲノム編集に関する規則を変更し、官僚的な手続きを排除して研究開発を容易にしました。

対象となるのは、遺伝子技術によって生産された植物で、その遺伝子変化が自然に又は従来の育種法で起こる可能性があるものとなっています。研究者は今後も、あらゆる研究試験について Defra に報告する必要がありますが、今回の変更により、ゲノム編集などの技術を用いた植物に関する研究開発の負担が軽減されます。

英国 食品基準庁 (FSA) は「消費者が選択肢を持つことを支持するが、ゲノム編集の潜在的な利点も、政府が改革を促進し、フードチェーンにおける生産性と環境的な持続可能性を高める機会とした気持ちも理解する。ただし、ゲノム編集あるいは遺伝子組換え食品は、安全で、消費者に誤解を与えず、すでに市場にある同様の製品よりも栄養価で劣らないとみなされた場合にのみ許可される。」とのコメントを発表しています。

食品分野における「遺伝子組換え」の定義からゲノム編集を除外する取組は各国で進んでいます。今回の英国政府の決定は、定義の変更とゲノム編集作物の野外試験の事前手続きの緩和についてのみで、販売に関する認可要件とゲノム編集家畜に関する見直しは今後の課題だそうです。オーストラリアでも同様の遺伝子組換えの定義の見直しが行われ、現在、意見募集が行われています。

Plans to unlock power of gene editing unveiled

<https://www.gov.uk/government/news/plans-to-unlock-power-of-gene-editing-unveiled>

※次号の OMIC Food Safety Newsletter No. 542 の発行は、2021年11月12日とさせていただきます。